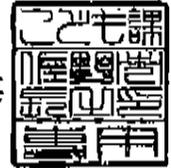


佐野市内 各医療機関・薬局 様

佐野市長 岡部正英



佐野市こども医療費助成制度の改正について

日頃より佐野市の保健福祉行政の推進につきましては、多大なるご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本市のこども医療費助成制度につきましては、3歳未満を「現物給付方式(窓口負担なし)」、3歳から中学修了までを「償還払い」として実施しておりましたが、平成25年4月1日診療分から、現物給付の対象年齢を市単独で「15歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある者」まで引き上げて実施することにいたしました。

当該制度の実施にあたりましては、医療機関等関係者皆様のご協力が不可欠でございますので、制度の趣旨をご理解いただき、これまでも増してのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

なお、ポスターと、リーフレット(全ての受給資格者に個別に配布予定です。)を同封させていただきますので、掲示方よろしくお願いたします。

記

1 現物給付の対象範囲の拡大について

- ・3歳未満 ; 現行どおり(県内の医療機関等受診分について現物給付)
- ・3歳から15歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある者 ; 平成25年4月1日診療分から現物給付(市内の医療機関等に限る)

2 こども医療費の公費番号について

3歳以上について公費は、負担番号が4月1日から新設されます。

下記の公費負担番号でご請求ください。

- ・3歳未満 60090040 (現行どおりの番号)受給資格者証(ピンク)
 - ・3歳以上 80090046 (新設) 受給資格者証(薄だいだい)
- 平成25年4月1日以降の発行日をご確認ください

3 医療機関等での取扱い

① 現物給付として取り扱う場合

窓口でこども医療受給資格者証と健康保険証の提示を受けた場合

② 現物給付として取り扱えない場合……一部負担金を徴収してください。(⇒償還払い)

ア 窓口でこども医療費受給資格者証と健康保険証を提示しない場合

イ 持参した健康保険証と医療受給資格者証の保険の記載が違う場合

(医療受給資格者証の保険変更届を市役所で行うよう勧めてください。)

ウ 保険給付において療養費払い(高額療養費を除く)のもの

エ 受診日に佐野市に住所がない場合(口頭で住所の確認をお願いします)